

群馬大学重粒子線医学研究センター運営委員会内規

平成27. 5. 26 制 定

改正 令和 3. 4. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学重粒子線医学研究センター規程第7条第2項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、群馬大学重粒子線医学研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教授
- (4) 放射線部技師長
- (5) 医学部附属病院重粒子医学センターの看護師長
- (6) 重粒子線治療を担当する診療放射線技師 1人
- (7) 総務課長
- (8) 医事課長
- (9) その他センター長が必要と認めた者

(任 期)

第4条 前条第6号及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、重粒子線医学推進機構長（以下「機構長」という。）は会議に出席し、意見を述べることができる。

(部 会)

第8条 委員会に、センター運営に関する具体的な事項を検討するため、部会を置くこと

ができる。

2 部会については、別に定める。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を機構長に報告するものとする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議の議を経て、機構長が行う。

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成27年5月26日から施行する。

2 第3条第6号及び第8号の委員については、この内規施行後の最初の任期は、第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。